

保険商品のご提案にあたって

いつも当店をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行取扱いの保険商品のご提案にあたって、以下の内容につきご確認のうえ、ご同意いただける場合には、「別紙」にご署名をお願い申し上げます。

1.お客様に関する情報のお取扱いについて

○当行は、お客様から利用停止のお申し出をいただくまでの間、取引のある保険会社の商品・サービスのご提案を行う(注1)にあたり、当行の業務上知り得た又は今後知り得るお客様の情報(注2)を、利用させていただくことがあります。また、お客様から利用停止のお申し出をいただくまでの間、当行の他の業務のご提案を行う(注1)にあたり、保険募集により知り得た又は今後知り得るお客様情報(注3)を利用させていただく場合があります。なお、利用停止をご希望される場合は、以下の窓口までご連絡いただくか、当行行員までお申し出ください。

愛媛銀行お客様サービス部	電話番号	0120-22-0576	受付時間	午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
--------------	------	--------------	------	--------------------

(注1) 対面・電話・郵便・FAX・インターネット等によります。

(注2) 預金残高・入出金・満期、融資の使途・残高、為替・預かり資産取引等の内容や運用・検討状況に関する情報等、資産・収支・業務の状況等

(注3) 保険のご契約内容・検討状況等、家族構成等、資産・収支・業務の状況等

2.当行とのお取引への影響について

○今回の保険契約募集に関する当行とお客様との取引が、当行におけるお客様に関する業務に影響を与えることはありません。

○また、住宅ローンに関連する保険の加入を、ローンの条件とすることはありません。

3.預金等との違いについて

○ご提示させていただく保険商品は預金ではありません。したがって、元本の返済が保証されているものではありません。

○また、預金保険制度の対象ではありません。当該商品の引受会社である生命保険会社が経営破綻した場合「生命保険契約者保護機構」、損害保険会社が経営破綻した場合「損害保険契約者保護機構」による保険契約者の保護が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約条件の変更が行われる可能性があり、お受取になる保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

4.保険料ローンのご利用について

○保険料を保険料ローンなどの借入金をご利用して払い込まれた場合は、運用実績によっては解約返戻金で借入元利金を返済できなくなる場合があります。

○取扱保険会社により、借入金を前提とした申込はお受けできない場合がありますのでご了承ください。

5.共同募集代理店について

○保険商品の募集にあたっては、株式会社愛媛パートナーエージェントと共同して募集を行うこととなります。

6.「銀行等保険募集制限先」の確認について

○法令等の定めにより当行は、「法令等により制限が設けられた一部の保険商品」の募集を行うときは、お客様が「銀行等保険募集制限先」(注4)に該当するか否かについてご確認させていただき、該当する場合は、原則保険募集を行いませんので予めご了承ください。

(注4) ①当行が事業性資金のご融資を行っている法人、その代表者および個人事業主の方

②当行が事業性資金のご融資を行っている事業者(常時使用する従業員数が50名以下(※))にお勤めの役員・従業員の方

※常時使用される従業員(正社員とおおむね同様の勤務形態で2ヶ月を超えるお勤めのパート・アルバイト・派遣社員を含む。)

の数が50名以下の事業所

7.事業性資金の融資申込みの有無の確認について

○法令等の定めにより、当行はお客様が当行へ事業性資金のご融資の申込みをされている間は、お客様およびその密接関係者(注5)に対して「法令等により制限が設けられた一部の保険商品」の保険募集を行いません。

(注5) ①事業性資金の融資のお申込みをされているお客様が、法人である場合の当該法人、その代表者および個人事業主の方

②事業性資金の融資のお申込みをされているお客様が、法人の代表者である場合の当該法人